# 財産形成預金 財形年金預金 財形住宅預金 規定集

## 202 池田泉州銀行

(2020年9月1日現在)

# 財産形成預金規定

#### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第5項各号のいずれにも該当しない場 合に適用することができ、第8条第5項各号の一にでも該当す る場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとし ます。

#### 2. (預入れの方法等)

- (1)財産形成預金(以下「この預金」といいます。)の預入れは1口 100円以上とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から 天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か 月に1回以上通知します。

## 3. (預金の種類・期間等)

この預金は預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後 の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金と して預入れるものとします。

## 4. (自動継続等)

- (1) この預金(第8条による一部解約後の残りの預金を含みます。) は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ 期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金 がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日 指定定期預金に自動的に継続します。
- (3)継続された預金についても前2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその 最長預入期限) までにその旨を申出てください。

## 5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定め る満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の 日を指定することにより定めることができます。 満期日を指定する場合は、取扱店に対して1か月前までに通知 を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定め る場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3)満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一 部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預 入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されな いまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到 来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、 引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

#### 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日(継 続するときは最長預入期限)の前日までの日数について、預入 日現在における当行所定の利率によって、1年複利の方法で計
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 …財形預金(一般)「1年以上」の利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合

- …財形預金 (一般) 「2年以上」の利率 (以下「2年以上利 率」といいます。)
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第 1項の利息(継続を停止した場合の利息を含みます。)は、満期 日以後にこの預金とともに支払います。

この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替 継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前2項と同様の方法によりま す。

ただし、利率は、当行所定の日に変更します。 この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用しま

- (4) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、お
- よび第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は預入 日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの 日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は 切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金 とともに支払います。
  - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
  - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は 100 円とし、1年を365日として日割 で計算します。

## 7. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把 握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求め ることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限ま でに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にも とづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具 体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考 慮して、当行がマネーローンダリンング、テロ資金供与、もし くは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場 合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限 する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの 説明等にもとづき、マネーローンダリンング、テロ資金供与、 または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消さ れたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請 求書に届出の印章により記名押印して、財産形成預金契約の証 (以下「契約の証」といいます。) とともに取扱店へ提出してく ださい。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の 一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することが できます。

この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達 するまで次の順序でこの預金を解約します。

- ① 複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多 いものからとします。
- ② 前1号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金 がある場合は、その預金を優先して解約します。
- (3) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解 約します。
  - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万 円未満の場合は、その預金全額
  - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上 の場合は、次の金額
    - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1

万円

- B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を 停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解 約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、 当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した 時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった 場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設された ことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、または そのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第7条第 1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出され た資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制 裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれ があると合理的に認められる場合
- ⑥ 第7条に定める取引等の制限が、1年以上に渡って解消され ない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく 当行からの確認に応じない場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を 負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総 会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、 その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」とい う。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明 した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を 有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与 するなどの関与をしていると認められる関係を有する
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員 等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にで も該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる 行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信 用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為

#### 9. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1)契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑 と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いま したうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故が あってもそのために生じた損害については、当行は責任を負い ません。

#### 11. (盗取された契約の証による払戻し等)

- (1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本 条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号 のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの 額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを 請求することができます。
  - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が 行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による 場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただ し、当行に通知することができないやむを得ない事情があるこ とを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続してい る期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの 額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補 てん対象額」といいます。)を第9条本文にかかわらず補てんす るものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ 無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)が あることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4 分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、契約の証が 盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、 盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初 に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、 適用されないものとします。
- (4)前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当 行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の 同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、その受けた限度において、不正

払戻しにより被った損害について預金者本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、 同様とします。

- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補 てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求 権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

## 【重大な過失または過失となりうる場合】

#### 1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおり。

- (1) 預金者が他人に契約の証を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1) および(2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
  - ※ 上記(1) および(2) については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合) などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

## 2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1)契約の証を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を契約の証とともに保管していた場合
- (3) 印章を契約の証とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

## 12. (□座の自動閉鎖)

預金取引に関し下記条件に該当する場合、当該預金の口座を閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

- (1) 口座残高がゼロであること
- (2) 最終取引日から12ヶ月経過していること

#### 13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、 当行所定の書式により行います。

## 14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の 定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債 務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したも のとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、 もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となって いるものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。
    - ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

- ③ 第1号による規定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。 また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

1.1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の影響

- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計 算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 15. (本規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
  - ① 契約者の一般の利益に適合する場合
  - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3)第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

## 財形年金預金規定

#### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に適用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 2. (預入れの方法等)

- (1)財形年金預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産 形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわた って、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者 の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給 付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、また は事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは10100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1 回以上書面により通知します。

#### 3. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

(1)支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。

また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を 「特定日」とします。

(2)前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。

ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とするスーパー定期としてお預りします。

- (3)特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

#### 4. (分割、支払方法)

(1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以後5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います

この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金とスーパー定期の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。

- ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし 100 円単位とします。)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金またはスーパー定期(以下これらを「定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成します。ただし、スーパー定期の預入期間は1年未満とします。
- ② 年金計算基本額から前号により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。
- ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- ④ 定期預金(満期支払口)の各々の満期日に、元利金を入金する指定の預金口座がない場合は、通知することなく取扱店に普通預金口座を自動的に開設し、以降この口座を「受取り指定口座」として取扱います。

なお、この普通預金口座は別に定める「普通預金規定」により、かつ届出印鑑は、この預金口座の届出印鑑を兼用するものとします。

(2) 定期預金 (継続口) は満期日に前項に準じて取扱い、以後同様 とします。

この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。

ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

(3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

## 5. (利息)

- (1)この預金の利息は、次のとおり計算します。
  - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日) から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在にお ける当行所定の利率によって、1年複利の方法により計算し ます。
    - A. 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
      - …財形預金(年金)「1年以上」の利率
    - B. 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
      - …財形預金(年金)「2年以上」の利率(以下「2年以

上利率」といいます。)

- ② 預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合 預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行 所定の利率によって計算します。
- ③ 前①②号の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。 この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額につい てはその預入日(すでに預入れられている金額については、 変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替 継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日にお ける普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払い ます。
- (3) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、および第6条第2項の規定により解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた 利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利 の方法により計算します。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金がスーパー定期の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数につい て次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てま す。)によって計算します。

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 上記第1項2号の適用金利×5 0%
- (4) この預金の付利単位は 100 円とし、1 年を365日として日割で計算します。

#### 6. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリンング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの 説明等にもとづき、マネーローンダリンング、テロ資金供与、 または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消さ れたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (預金の解約)

(1) やむを得ない事由により、この預金を第4条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)とともに取扱店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を 停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解 約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、 当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した 時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった 場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設された ことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合。
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第5条第 1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出され た資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制 裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれ があると合理的に認められる場合
- ⑥ 第5条に定める取引等の制限が、1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく 当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を 負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総 会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、 その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」とい う。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明 した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を 有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的また は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に 暴力団員等を利用していると認められる関係を有する こと
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員 等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる 行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為

#### 8. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、第3条および第4条にかかわらず次により取

扱い、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。

この場合第6条1項と同様の手続をとってください。

- (1)期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- (2)退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

## 9. (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の 取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の 規定に基づき計算した年金計算基本予定額が非課税限度額以内 であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの 預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に 係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金しま す。

## 10. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更すると きは、最終預入日までに、当行所定の書面によって取扱店に申 し出てください。

ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年 3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変 更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日まで に申し出てください。

#### 11. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書面により取扱店に申し出てください。

ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。

また、変更により総支払回数が21回未満となる場合には、変更することはできません。

#### 12. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1)契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑 と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いま したうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故が あってもそのために生じた損害については、当行は責任を負い ません。

#### 14. (盗取された契約の証による払戻し等)

- (1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本 条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号 のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの 額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを 請求することができます。
  - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が 行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただ

し、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を第12条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ 無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)が あることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4 分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、契約の証が 盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、 盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初 に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、 適用されないものとします。
- (4)前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当 行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の 同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、その受けた限度において、不正払戻しにより被った損害について預金者本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補 てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求 権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

#### 【重大な過失または過失となりうる場合】

同様とします。

#### 1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおり。

- (1)預金者が他人に契約の証を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1) および(2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
  - ※ 上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

#### 2. 預金者の過失となりうる場合

## 預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1)契約の証を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を契約の証とともに保管していた場合

- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

#### 15. (口座の自動閉鎖)

預金取引に関し、下記条件に該当する場合、当該預金の口座を 閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

- (1) 口座残高がゼロであること
- (2) 最終取引日から12ヶ月が経過していること

#### 16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、 当行所定の書式により行います。

#### 17. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、 契約の証は無効となりますので直ちに取扱店に返却してください。

#### 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の 定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債 務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したも のとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、 もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となって いるものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による規定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当 行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用す るものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、 利率・料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金 等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計 算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしま オ

## 19. (本規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
  - ① 契約者の一般の利益に適合する場合
  - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3)第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

## 財産住宅預金規定

#### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第3項各号のいずれにも該当しない場合に適用することができ、第7条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 2. (預入れの方法等)

- (1)財形住宅預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産 形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわた って、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引 きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の 証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を 年1回以上書面により通知します。

#### 3. (預金の種類、とりまとめ継続方法)

- (1)前条による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) 初回預入日から1年毎の応当日を特定日とし、特定日において、 預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超 える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金 を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計 額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続しま す。

## 4. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得する ための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(又はその写し)を取扱店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを取扱店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

#### 5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率によって、1年複利の方法により計算します。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 …財形預金(住宅)「1年以上」の利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 …財形預金(住宅)「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

利率は当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以降に預入れられる金額については その預入日(すでに預入れられる金額については、変更日以降 に最初に継続される日)から適用します。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前にこの預金を解約す

る場合および第6条第2項の規定により解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は 100 円とし、1 年を365日として日割で計算します。

#### 6. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローンダリンング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの 説明等にもとづき、マネーローンダリンング、テロ資金供与、 または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消さ れたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (預金の解約)

- (1) やむを得ない事由により、この預金を規定第4条による支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに取扱店へ提出してください。
- (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を 停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解 約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、 当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した 時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった 場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設された ことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合。。
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第6条第 1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出され た資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制 裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれ があると合理的に認められる場合
- ⑥ 第6条に定める取引等の制限が、1年以上に渡って解消され ない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関らず、正当な理由なく 当行からの確認に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を 負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額

を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総 会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、 その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」とい う。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明 した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を 有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員 等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにで も該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる 行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他AからDに準ずる行為

#### 8. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%(国税15%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- (1)規定第4条によらない払出しがあった場合
- (2) 規定第4条による一部払出し後2年以内に残額を払出さなかった場合
- (3) 規定第4条による一部払出し後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合 ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

## 9. (差引計算等)

- (1) 規定第7条2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
  - ① 規定第7条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
  - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに取扱店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 10. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金 の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6 か月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引 続き預入することができます。

## 11. (非課税扱いの適用除外)

- (1) この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。
- (1)規定第2条1項ならびに2項による以外の預入があった場合

- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

#### 12. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって取扱店 に申し出てください。

## 13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1)契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
  - この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

## 14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 15. (盗取された契約の証による払戻し等)

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本 条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号 のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの 額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを 請求することができます。
  - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を第13条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ 無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)が あることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4 分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、契約の証が 盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、 盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初 に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、 適用されないものとします。
- (4)前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当 行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の 同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
  - また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不 当利得返還を受けた場合には、その受けた限度において、不正 払戻しにより被った損害について預金者本人が保険金を請求で きる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、 同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補 てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求 権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

## 【重大な過失または過失となりうる場合】

#### 1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は典型的には以下のとおり。

- (1)預金者が他人に契約の証を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1) および(2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
  - ※ 上記(1) および(2) については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合) などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

#### 2. 預金者の過失となりうる場合

#### 預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおり。

- (1)契約の証を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を契約の証とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

## 16. (口座の自動閉鎖))

預金取引に関し、下記条件に該当する場合、当該預金の口座を 閉鎖します。なお、口座閉鎖に関する通知は行いません。

- (1) 口座残高がゼロであること
- (2) 最終取引日から12ヶ月が経過していること

## 17. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、 当行所定の書式により行います。

## 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の 定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債 務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したも のとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、 もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となって いるものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

- ただしこの預金で担保される債務がある場合には、当該債務 または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合に は預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による規定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当 行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用す るものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率・料率は当行の定めによるものとします。 また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計 算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 19. (本規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
  - ① 契約者の一般の利益に適合する場合
  - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3)第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。